

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和6年1月18日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり、本件処分は違法又は不当であると主張している。

うつ、ADHD、統合失調症などで事実上生活が苦しい。よって、本件処分は違法であり、不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月20日	諮問
令和6年 8月 9日	審議（第91回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により都が設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害（知的機能の障害が発達条件（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表は、障害の度数について、「各種の診断の結

果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」を「4度（軽度）」、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」を「程度不明」とするとし、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとしている。

- (3) 要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定

心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 知能測定値

改訂版鈴木ビネー知能検査による知能指数はIQ81であり、これは個別判定基準表における「4度」（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）の範囲を超えている。

以上のことから、知能測定値は「非該当」と判定されている。

イ 知的能力

本件面接の当日に提出された中学の通知表からは18歳までに一定の学習の遅れがあったことが認められる。しかし、本件面接での聴取によれば、請求人は、統合失調症、ADHD及びうつ等の診断を受けていると述べており、学齢期における学習不振については発達障害特性による注意集中の困難さや幻聴・妄想等による影響及び家庭環境の不安定さによる影響が大きいことがうかがわれ、知的能力の低さによるものとは判断できない。

また、愛の手帳の判定に際しての電話申込み、心障センターの受付でのやりとり、面接での受け答えは、全て請求人が独力でスムーズに行うことができたことと心障センターにおいて確認されており、知的障害があるとは認められない。

以上のことから、知的能力は「非該当」と判定されている。

ウ 職業能力

本件面接での聴取によれば、請求人は、高校卒業後、1～2年してから倉庫で備品の管理・発送の仕事をし、大きな問題はなかったが（忘れっぽい、指示が抜けるという課題を自覚）、上司との折り合いが悪く、その後、ファーストフード、靴屋、倉庫業（派遣）、介護職などで働いたが、いずれも1年未満で続かなかった、仕事上大きなトラブルはない、と述べており、職業能力について知的障害のために職業上の困難さがあったとは認められない。

以上のことから、職業能力は「非該当」と判定されている。

エ 社会性

受付でのやり取りは請求人が行い、面接会場の階への移動も請求人が同伴の家族（継父、母、異父妹）を促しており、医師との面接では、聞かれたことにテンポよく返答した。心理担当者との面接では、〇〇歳で結婚し、家庭生活を継続し、趣味のカードゲームつながりの友人が1人いると述べている。

以上のことから、社会性は「非該当」と判定されている。

オ 意思疎通

本件面接では、請求人は、成育歴、職歴について、全て一人で説明することができていた。本件面接での聴取によれば、来所理由について、「妻が愛の手帳を持っているので、それで」と答えるなど、疎通は良好であった。

以上のことから、意思疎通は「非該当」と判定されている。

カ 身体的健康

診療情報提供書によれば、請求人は精神科クリニックに通院中で、統合失調症、注意欠陥多動性障害と診断されている。本件面接での聴取によれば、請求人は、健診の結果肝機能の異常を指摘されたが、軽度のため特に治療には至っていないとのことであった。その他、てんかんなど加療が必要な身体疾患はない。

以上のことから、身体的健康は「非該当」と判定されている。

キ 日常行動

本件面接での聴取によれば、睡眠は不安定とのことであり、診療情報提供書によれば睡眠薬が処方されている。しかし、興奮や自傷、他害、器物破損等の行動障害は認められない。

以上のことから、日常行動は「非該当」と判定されている。

ク 基本的生活

本件面接での聴取によれば、請求人は、料理は、鍋、汁物、肉じゃがなどを作る、と述べており、食事は一人で用意して食べられる。交通機関を利用した移動は妻付き添いで練習、戸外の危険は助言が必要な場合があり、服の用意や身だしなみ（ヒゲそり）は妻による確認や声掛けを要し、金銭管理については気を付けないと使いすぎる、とされている。

以上のことから、「3度」（身边生活の処理がおおむね可能）から「4度」（身边生活の処理が可能）の間と判定されている。

ケ 結論

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、「3度」から「4度」が1項目（基本的生活）、「非該当」が7項目（知能測定値、知的能力、職業能力、社会性、意思疎通、身体的健康及び日常行動）と判定されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄によれば「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄によれば「CA 3 3 MA 1 3 : 0 IQ 8 1 鈴木ビネー改定版」と、社会的診断所見欄によれば「知的障害に起因する社会生活上の困難さは認められない。」と診断されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)を総合すると、本件判定書のプロフィール欄においては、「3度」又は「4度」に該当すると判定された項目が1項目（基本的生活）認められるほかは8項目中7項目が「非該当」とされており（上記(1)・ケ）、医学的所見は「愛の手帳非該当」とされ、心理学的所見に「IQ 8 1 鈴木ビネー改定版」とあり、社会的診断所見は「知的障害に起因する社会生活上の困難さは認められない。」とされている（上記(2)）ことから、総合判定基準表（別紙1）における「1度（最重度）」から「4度（軽度）」までの各度数及び「程度不明」のいずれにも当たらないため、「非該当」と判定するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行った本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、主として精神疾患に伴う生活の困難を理

由として本件処分が違法又は不当であると主張している。

この点、本件判定書の記載内容によれば、プロフィール欄において「3度」又は「4度」に該当すると判定された項目が1項目認められるものの、上記2・(1)・イのとおり、請求人の生活上の困難さは知的障害の影響によるものではなく、精神症状や発達障害特性による影響であることは明らかである。

しかし、上記1・(1)のとおり、愛の手帳は知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るため、知的障害者に交付するものである。それに伴い、上記1・(2)及び同(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、知的障害に関して申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるべきものと解釈されるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、知的障害との関係では、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2 (略)